

事 務 連 絡

平成27年7月27日

栃木県保健福祉部医事厚生課長 殿

関東信越厚生局健康福祉部医事課長

再生医療等安全性確保法説明会（再生医療等提供計画関係）の  
開催について（情報提供）

医療行政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、再生医療等の迅速かつ安全な提供等を目的とした「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が昨年11月25日に施行され、再生医療等を提供する医療機関は、再生医療等提供計画の提出が必要となりました。

法施行日において再生医療等を提供している医療機関は、1年間は提供計画を提出せずに再生医療等を提供できますが、この経過措置は今年11月24日で終了します。なお、これから新規に、再生医療等の提供を始めようとする医療機関は、経過措置の対象ではありませんので、（11月24日以前であっても）事前に提供計画の提出が必要です。

当厚生局では、8月25日（火）午後と同月27日（木）午後の2回、再生医療等を提供している又は提供しようとする医療機関や大学、事業者等を対象に、再生医療等提供計画を提出する必要性について認識してもらい、同提供計画の提出に係る必要な手続き等について正確に理解してもらうことを目的として、標記説明会を開催することとしました。

貴下関係医療機関、事業者等へ周知等いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。



## 再生医療等安全性確保法説明会（再生医療等提供計画関係）実施要領

### 1 目 的

平成26年11月25日再生医療等安全性確保法が施行され、医療機関が再生医療等を提供する際には再生医療等提供計画の提出が必要となった。

法施行日において再生医療等を提供している医療機関は、1年間は提供計画を提出せずに再生医療等を提供できるが、この経過措置は平成27年11月24日で終了することから、経過措置終了前に、

- ・提供計画を提出する必要性について認識してもらうことを徹底したい。
- ・提供計画の提出に係る必要な手続き等について正確に理解してもらうことを徹底したい。

これらを目的として説明会を開催する。

### 2 主 催 者

厚生労働省関東信越厚生局

### 3 開催日時

（1回目）平成27年8月25日（火）午後2時～4時

（2回目）平成27年8月27日（木）午後2時～4時 ※内容は1回目と同じ

### 4 開催場所

さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂（400名収容）

### 5 内 容 等

再生医療等安全性確保法に基づく必要な手続きのうち、

- ・再生医療等提供計画の提出に関すること

について、医事課再生医療等推進係から説明する。

### 6 対 象 者

- ・再生医療等を提供している（しようとする）医療機関
- ・その他（再生医療等委員会を設置している（しようとする）医療機関、大学及び団体等、特定細胞加工物製造事業者）

### 7 参加者の申込み方法及び決定方法

当局HPへ開催案内と参加申込み自動受付システムを掲載する。参加希望者は自動受付システムにてに申込み。参加者の決定方法は、申込先着順とし、1回目、2回目別に収容人員に達し次第締め切る。なお、1回目と2回目の両方への申込みは不可。